

情報化社会における 個人と企業と社会の倫理

情報倫理の基本的課題事項と基本的スキームの確立にむけて

梅津光弘



▶ 1 はじめに

従来、倫理は自由な個人の行為をどう評価するかという観点から論じられてきた。倫理的議論が成り立つための必要条件として、自由な主体が倫理的主体として想定され、そこから行為や判断の倫理的妥当性や原則が論じられてきた。近年、こうした伝統的な倫理学の議論の立て方とは必ずしも矛盾はしないが、伝統的倫理学の問題意識の守備範囲外となる一連の問題群があらわれ、そこに応用倫理学（Applied Ethics）という学問領域が成立することとなった。本稿の課題である情報倫理という分野もそうした文脈の中から出現した新たな課題群であると言える。

日本では新学習指導要領の実施にともない、2002年度より中学校の課程に、2003年度より高等学校の科目に「情報」がカリキュラム化され、この科目を教える担当教員の養成課程の中に「情報倫理」等の科目領域が必修化されたことから、全国の大学の教職課程で急速に「情報倫理」の内容検討が行われはじめたという経緯がある。教える内容や理論的な枠組みも不分明なまま「情報倫理」という科目領域が先行して設置されたために現場では混乱が予想されているものの、この科目領域を設置することの意義と必然性は評価できるものであり、また今後の情報化社会にむけての長期的人材育成の観点から「情報倫理」の果たす役割が大きいことも予測可能である。

本稿ではこうした現状をふまえて、IT革命ともよばれる情報処理技術の発展が、いかなる意味で倫理の課題となりうるのかをまず確認し、情報処理能力の拡大がもたらす倫理的、社会的課題はなにかについて論じ、情報倫理という学的領域を確定するための理論的スキームについての試論を提示することを目的とする。

▶ 2 情報化社会がなぜ倫理の課題なのか

文部科学省が設置を義務付けている「情報倫理」という科目領域の記述を見ると「情報化が社会に及ぼす影響、情報倫理等を理解する科目」とだけあり「主たる内容は情報化と社会、著作権等の知的所有権、情報モラルなど」⁽¹⁾とある。情報化が社会に影響を及ぼしそのあり方を根底から変化させることはある程度自明の事であるが、そこから情報

図表 1 情報技術と媒体様式の発展		
情報技術	情報媒体様式	
	聴覚情報	視覚情報
身体器官（声帯など）	音声言語	ジェスチャー
自然物（石、木など）	音	記号
塗料（絵の具）		初歩的絵画
初期の筆記用具（粘土版 パピルスなど）		文字
楽器	音楽	
高度な筆記用具		文書
印刷製本技術		画集・書籍
		雑誌・新聞など
通信技術	モールス信号など	
録音技術	レコードなど	
録画技術		写真など
		映画など
音声通信技術	電話、ラジオなど	
画像音声通信技術		テレビなど
情報処理技術		コンピュータ
デジタル情報通信技術		インターネット



倫理が必要とされる事情は必ずしも自明のことではなく、また日本のように「倫理」ということばにある種のアレルギーを持っている社会にあっては、なぜ情報が倫理の課題なのかをまづ論じておく必要がある。それはまた倫理とは何かを明らかにすることと同時並行的に解明される必要のあることでもある。多少哲学的になって、この紀要の性格からは離れることにもなるが、そのあたりの事情を確認しておくことからはじめよう。

「倫理学とは人間の行為や意思決定の規範論的考察である」と定義されるが、そこでは自由な存在者としての人間が自律的に行為の意思決定を行い、それが社会的な他者との関係性の中で判断されることが前提となっている。倫理的規範は法的規範とは異なり、外的強制力を持たないのが通常であるが、法的規範の成立以前から慣習や宗教的戒律などととも成立しており、ある場合には法的規範の成立根拠を提供する基礎であるとも考えられてきた。

一方、社会的存在者としての人間は種々のコミュニケーションの行為を繰り返しながら社会生活をおくっているわけであるが、すぐれて人間的な行為として情報を媒介としたコミュニケーション的行為がある。情報はきわめて人間的・社会的な現象である。また情報は発信者の意図をともなった表現行為の結果であり、そこにコミュニケーションが成立するためにはすでになんらかの社会的に共有されたルールをになったものとして発信される必要もある。その意味では情報はすぐれて規範論的な現象でもある。さらに情報はコミュニケーションのために人間が発信する人工物であって、様々な技術や道具を用いて媒介・伝達されてきている。図表 1 に示すようにそのもっとも原初的な形態は身体器官や自然物をもちいた記号表現に還元できるものであり、その特徴は現実に存在するなんらかの世界や人間の思考に存在する対象を他の物理的代替物によって置き換えようとする人間の意志によってもたらされるものである。²⁾

この図表でも分かるように、人間はその情報処理技術の進展によって、情報媒体を拓

脚注

1. 文部科学省「情報」教育に関する説明会配布資料より。

2. このあたりの詳細についてはウンベルト・エコ著「記号論入門」p.31以下参照のこと。

大させ、さらにコミュニケーションの範囲や規模を拡大し、情報の加工、記録、伝達の精度、効率、量、スピードなどを格段に高めてきたといえる。情報処理、通信技術の革新により人間は新たな選択肢を得、それによってコミュニケーション能力だけでなく、そこから派生するパワーを増大させてきたとみることができる。先述のように情報はなにも近年になって登場したものではなく、人類史とともに存在してきたわけであるが、その時代ごとにそれぞれの社会の中でなんらかの社会規範からの束縛と制限をうけて存在してきたといえる。情報処理技術の革新による社会的影響はいつの時代にもあったことであり、歴史的には情報倫理なるものの定式化と更新は常に行われてきたと考えられる。ただ、近年のIT技術の進展はその規模が格段のものであるがゆえに、それによってもたらされる情報処理能力の拡大も革命的であり、そのことが新たな社会規範の見直しを要求するということなのである。

ここで押さえておくべきことは、情報倫理とよばれていることの本質は情報処理を行なう主体である人間の意志決定と行為に関わる問題であり、情報の使い方や情報技術を用いる人間行動の制御の問題であるということ。またそれはコミュニケーションという社会的行為のありかたとそれを支える技術の利用許容性に関する社会的合意とそれを具現する仕組みやルールを設計する作業でもあるということである。さらに、この新たな情報通信技術が社会をどのように変え、そこから新たな不平等や差別、プライバシーの侵害等の社会的問題を引き起こしうる道具でもあることを自覚し、そこから新たな社会規範のあり方を探るといったことも情報倫理の基本的課題事項であろう。コンピュータやインターネットという新たな情報処理技術、情報通信手段の進展による、あらたな社会的規範ということで目新しい領域のようにも思われるが、その内容は従来からも論じられてきた古い問題を多く含むものである点も指摘しておいてよいであろう。

▶ 3 情報化社会における秩序付けの方法

3-1 技術的対応だけではなぜ不十分なのか

前節において、情報倫理とは人間の情報処理能力の拡大によってもたらされる、情報通信、処理行為の倫理であることを確認した。そこで当然予想される反論はなぜ技術革新が倫理的な規範とかわるのかという問いと、技術革新がもたらしたあらたな社会的問題に対してはやはり技術的に対応・克服すべきなのではないかという問いである。

この問いに答えるためには図表2のような図式で考えてみるのが簡便であろう。一般に技術革新は人間の既存の能力を増大させ、それによって実現可能な選択肢を増大させ、それまでには実現不可能であった社会や環境の操作も拡大する。そのことは人間や組織のパワーの拡大を意味し、そこから社会生活へ大きな影響をもたらすのである。時には生活の様式や社会のあり方そのものをも変えてしまう技術革新はこうして新たな社会規範の見直しをせまるということになる。⁽³⁾

図表2 技術革新と社会規範

Figure
&
Table



例えば、近年の医療技術の革新が、体外受精という技術を生み出し、それによって代理母といった行為が可能となったがゆえに、そうした行為の法的、倫理的規範の再検討が必要となったという事を考えればこのあたりの事情は明らかであろう。

それでは近年のIT技術の革新はどのような点でユニークであり、どのような点で人間にあらたな選択肢やパワーをあたえるのであろうか。IT革命は情報通信技術の革新であり、文字通り人間の情報処理能力と通信能力を拡大する。コンピュータ技術とインターネットの発達によってもたらされたIT革命はその情報処理能力の量、スピード、精度の上でこれまでの情報処理技術の革新とは比較にならないばかりか、データの解析、データの保存、データ同士の新たな組み合わせなど情報の加工を飛躍的に高めたほか、双方向性や情報発信の範囲や形態の拡大といったコミュニケーション形態そのものの変革をももたらしている。さらにIT技術はこれまでも指摘されてきた情報の拡張性、圧縮性、代替可能性、転送可能性、拡散性などの情報の一般特性をさらに拡大、進化させるものとなっている。⁽⁴⁾

情報通信技術がもたらした新たな倫理問題の中には、いままで人類が直面したことのなかった問題も含まれている。例えば、デジタル化技術は究極のコピー技術であり、デジタル化されたマルチメディア情報は全く同一のコピーをたやすくつくり出すことができる。それまでのコピー技術には誤差や劣化という本物とコピーとの差異性による識別ができたが、デジタル化された情報の場合は不可能である。また記憶媒体も基本的には劣化の可能性がないため永久に保存されることになり、インターネットにおけるログの記録などは基本的には永久に残ることになり、日常の商取引なども一旦デジタル化されて記録されればその情報は未来永劫まで残ることになるのである。こうした事態はこれまでの媒体ではほとんど予想もできなかった規模の倫理問題を引き起こすことになる。プライバシーの侵害、あらゆる情報の開示やアクセスについての権限配分、知的財産権侵害なども全く新たな視点から考え直さなければならなくなっている。

また、こうした技術革新は日進月歩であり、一つの技術が開発され、さらに一般化する時点でそれをこえる技術があらわれるという事態（技術の先取性）はほとんど不可避の状況である。セキュリティ問題なども、暗号化や電子透かし技術などを使って技術的に防衛可能であるとする楽観論があるが新種のコンピュータウィルスの出現、クラッキングの状況などをみると先取的な技術によって同様に先取的な技術の問題を完全にシャットアウトしようとする事には限界がある。

さらに技術革新は使い方次第で便益をもたらすものであるが、同時に使い方を過ったり、悪意をもってそれを使用すれば予測もつかない害悪を社会にもたらすものである。（技術の功罪性）これは技術の両義性あるいは倫理的中立性と呼んでもよい属性であり、要するにそれを使用する側の人間にその責任がかかっているのであり、その開発段階から社会的・規範的なコンセンサスを築いていく必要のある事柄であって、どこまで技術が進歩してもそれを利用する人間の倫理の問題は常に残らざるを得ないことを意味している。

3-2 法的規制だけではなぜ不十分なのか

また技術革新のみによるコントロールが不十分であるとしても、それならば社会的に強制力のある規範としては法律があるのであり、法の支配によって情報化社会の秩序付

4. R.O.メイソン, F.A.メイソン, M.J.カルナン著「個人情報の管理と倫理」p.51

けが可能なのではないかという議論もある。倫理は法律と並記される規範であるが、その中で法律とは異なった性質を持つ規範である。法的規制と倫理的規制は相補いあう関係にあって、決して競合したり、互いに排除しあったりといった関係ではないが、両者の関係からなぜ法的規制がこと情報の問題に関しては十分とは言えないのかを論ずることにより、情報倫理の意義と役割をそこから限定してみることにしたい。

まず法律の性質として、それが国家権力を背景にした強制力を持つ規範であることがあげられる。そこから法律には強制力を持つがゆえに課せられた制約もあるということである。法律は強制力を持つがゆえにその制定過程では、注意深い民主的なプロセスと基本的には「最大多数の最大幸福」を目指す功利主義的な正当化および効率性の視点が欠かれないこととなる。その最大の難点は法の制定には時間を要し、早いテンポで進展するITのような技術革新にはついてゆけないという点である。技術は日進月歩であり、法が制定された時には、すでに技術は一步も二歩も先に進んでしまっているということがありうる。また、法律の功利主義的性格は社会における抽象的でミニマムな規範の制定という制約があり、個別具体的な事例に関しては多分に不明確で曖昧な部分を残さざるを得ないことになる。さらには、法の制定に関してはリアクショナルな性質をもち、なにか問題が起きなければ法の制定への動きがおこらないといった点も問題になる。情報には先述したように拡散性という基本特性があり、問題が起こった時点では既に重要情報が拡散してしまったあとであり、遅すぎるといった事態になることも予測できる。さらに、インターネットを巡る現状を考えると、そこはすでに一国の主権の範囲を越えた国際的な通信と情報交換の場が成立しているのであり、そこで自由に交換される種々の情報の発信主体をどこの国のどの法で規制するのかという問題や、発信者の匿名性の問題から警察や捜査の困難さも指摘できる。最後に法律による規範は強制力があり抑止力の機能があるものの、立法趣旨の十分な理解がない限りコンプライアンスや予防的なりスク回避の役目ははたさないことも法的規制のみで情報化社会を秩序付けようとする方法の限界をしめしていることになる。

要するに、法はあらゆる事柄を類型化して取り扱わざるを得ないために法規範の対象は時間的にも空間的にも限界を持ったものとなり、かえって迅速で、機動的な対応ができないという欠点をあわせ持つてしまうのである。また、法的規制を細則化し、適法性の観点から厳格に情報通信技術を制限したとすれば、せっきくの技術の利便性や迅速性を損なうばかりか、自由社会の理念にも抵触するような権力の過干渉を招くことにも成りかねない。もとより法的規範による強制力をともなった規制がどのような社会にも必要なことは言をまたないが、情報化社会という観点から社会における秩序付けを考える場合、法という規範にのみ頼った遵法至上主義とでもよぶべき方法は不完全かつ不適切なものと言わざるを得ず、そこに法以外の規範による補完がどうしても必要になってくるのである。近年、あらゆる分野で倫理という規範の見直しがなされ、倫理による社会的秩序付けの可能性が再び活発に論じられるようになった由縁がここにある。倫理規範は法規範のように国家権力を背後にもった強制力を欠くため、近代化の過程においては軽視されがちであったが、教育が浸透し自由で自発的な個人と多様な活動を尊重する成熟社会にあっては、むしろ主体的、自発的な倫理規範による社会の秩序付けが歓迎される理由は容易に理解できよう。そして情報化社会の理念はポストモダンな成熟社会の理念とほぼ一致するところからそこで法の倫理の優位もおのずと明らかであろう。

3-3 個人倫理のみではなぜ不十分なのか

情報化社会における秩序付けが技術革新のみでも法的規制のみでも不十分であること

図表3 情報倫理を構成する3つの柱

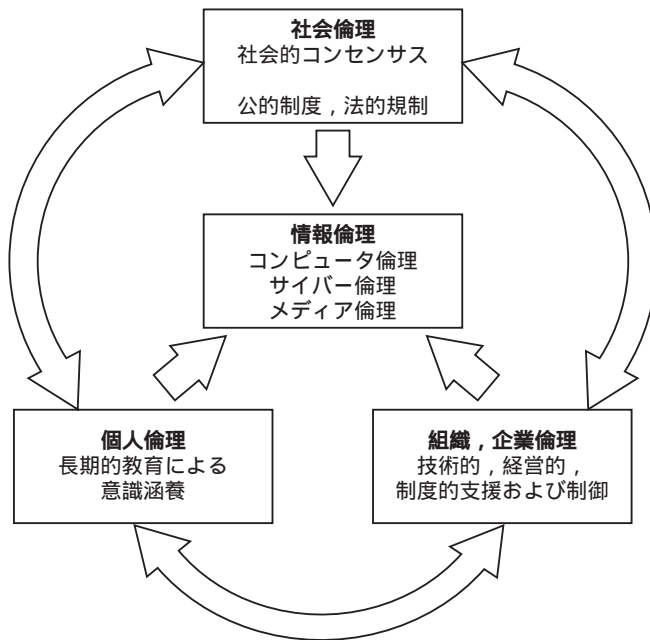


Figure
& Table

を論じてきたが、それではどのような意味で倫理の課題として位置付けるべきなのだろうか。私見によれば、情報化社会における倫理的規範のレベルは3つある。一つは社会全体のコンセンサスという意味における倫理であり、そこから強制力をともなった法的規範を生み出す根拠となる地帯である。もう一つは個人の倫理の確立であり長期的な人材育成の観点から情報教育とセットにして組み込んでいく必要のある要素である。しかしながら情報倫理は従来のような個人の倫理感や公的規制の確立だけでは解決できない問題をあわせもっている。情報化をめぐる倫理問題はハッカーやコンピュータ・ウィルス、個人情報の流出、デジタルディバイドなどのように個人対社会の関係で問題となるものと、知的財産権侵害、企業機密侵害、eコマースに関わる様々な問題などのように個人と社会を繋ぐ中間の組織とのかかわりの中で問題となるものがあるからである。企業を含むこうした中間組織の倫理およびその制度化を含めて考えないかぎり実効性のある問題解決はえられないものと思われる。

情報倫理はそれゆえ、社会のコンセンサスから政治的立法手続きをへて成立する法としての公的規制のレベルと、教育によって長期的に育てていくべき個人倫理のレベル、さらにはその中間に位置して個人と社会とを繋ぐ役割をはたしている組織や企業のレベルを考える必要がある。これら三つのレベルは相互に補強しあって情報倫理を支える柱の役目をするものであり、どれか一つがかけても不十分になる。特に現代の情報化社会に置いては技術革新の担い手、ハード、ソフトの両面における機器の生産・販売・普及を担う主体は企業であり、企業が集団として情報技術を倫理に裏打ちされた理念のもとに推進していくのでない限り情報倫理の進展、強いて言えば情報化社会の発展も望めないものとなるであろう。

ここで言う情報倫理とは広義の概念であって、そこにはハード・ソフトの両面を視野にいれたコンピュータ倫理とよばれる分野、ネット上での情報交換に関する倫理をあつかうサイバー倫理とよばれる分野、さらには広く情報の収集、編集、広報などにおける

倫理を問うメディア倫理の分野などが含まれることになる。

▶ 4 企業倫理の課題としての情報

前節では、情報倫理を語る場合の個人倫理、法的規制、企業倫理の三つの柱の相補性を論じてきたが、ここでは企業倫理の課題として情報倫理を考えてみることにしよう。企業倫理は営利を追求しながらも、組織全体が倫理的価値に導かれる形で方向付けられ、トップの経営判断から末端従業員の日常の業務判断にまで倫理的な価値判断を浸透させ、結果として企業全体の行動がある一定の倫理的許容範囲の中に収束するような組織づくりを目指すひとつの実践的制御の方法である。企業組織は情報と意思決定の束であり、その中で情報の収集から、分析、保存、開示、廃棄にいたるまで一定のルールに従った管理が求められている。また現代の企業はIT関連製品のハード、ソフト、システム、コンテンツの各面に渡って技術革新と製品開発の最重要な役割を担ってきている。インターネットのシステムにしても当初は軍事用に開発されたものであったが、学术交流のツールとして機能した後、eコマースのプラットフォームとしてその中心的役割はすでに企業にシフトしてきている。技術的な側面から考えても、企業が圧倒的な優位さで今後も情報化社会をリードしていくものと考えられる。従って、企業を抜きにした情報倫理は全く機能しないといても過言ではない。企業は情報化社会をその製品やサービスを企画し、設計し、生産し、販売し、管理することで支えるばかりか、ビジネスや日常生活をモデル化し、特許化し、あるいはデファクト・スタンダード化することによって、それに沿った形で日常生活や市民社会のあり方までも変革する力を持ち始めている。その意味では情報化社会を導きだし、そこから社会全体の機関構造調整の役割をになっているのも企業であると言える。

繰り返しになるが、こうしたパワフルな現代企業の情報化社会への影響力に対抗するには、個人の力では限界があり、おのずから個人倫理も無力な面がある。また先述したように法律の細則化によって社会を縛ろうとすれば情報化社会の利便性と迅速性を犠牲にすることになる。そこで企業そのものが倫理的に自らの活動を反省し、倫理的なルールに導かれながら全体を制御していくことが必要不可欠のものとなってくる。このアプローチは企業の営利目的の性格から、これまではあまり顧慮されることのなかった社会秩序形成の方法であったが、企業の持つ社会的影響力、社会的責任、技術力、先進性、技術革新の迅速性、社内的な統制などの観点を総合的に勘案すると、情報倫理の担う特殊な問題群に最も効果的に対応する方法を示している。その意味では「企業倫理なくして情報倫理もなし」ということが言えよう。

具体的な企業倫理の課題事項としては図表4にまとめられているものが簡便であり、企業倫理の全体像を各論に渡って理解する上で重要である。この表は企業をとりまく一般的なステイクホルダーを手がかりとして関係領域ごとの価値理念と課題事項とをまとめたものである。この表では既に違法行為である事項が多いが、本来課題事項（issues）とは潜在的な問題としてプロアクティブな対応が求められる管理課題事項であり、ある場合には法令の制定以前に企業が対応しておかなければならないものを含んでいる。

こうした課題事項の中には、プライバシー侵害、知的財産権侵害、顧客情報の流失・流用、企業秘密侵害、などの情報倫理の課題事項と直接にオーバーラップする課題事項があることがわかる。しかしながらこのスキームのなかには入ってこない情報倫理特有の課題事項も存在していることが明らかである。これは企業倫理が市場をふくむ社会からのさまざまなニーズに対応することを念頭に置いてその課題事項を作成しているため

図表4 ステイクホルダーとの関係でみた企業倫理の課題事項と価値理念⁽⁵⁾

関係領域	価値理念	課題事項
競争関係	公正	カルテル，入札談合，市場分割，差別取引，不当廉売，知的財産権侵害，贈収賄，不正割戻，企業機密侵害
消費者関係	誠実	有害商品，欠陥商品，虚偽・誇大広告，悪徳商法，詐欺，重要情報不開示，顧客情報の流失，流用，プライバシー侵害等
投資家関係	公平	内部者取引，利益供与，損失保証，損失補填，総会妨害作為的市場形成，相場操縦，一任勘定，粉飾決算等
従業員関係	尊厳	労働災害，職業病，メンタルヘルス障害，過労死，雇用差別，若年労働，人権侵害，性的ハラスメント，プライバシー侵害，知的財産権侵害等
地域社会関係	共生	産業災害，産業公害，産業廃棄物不法投棄，不当工場閉鎖，計画倒産，情報不開示等
政府関係	厳正	脱税，贈収賄，過剰接待，癒着，不正政治献金報告忌避，虚偽報告，検査妨害，捜査妨害等
国際関係	協調	租税回避，ソーシャルダンプング，不正資金洗浄，多国籍企業不正，増収賄，劣悪労働条件，文化破壊，児童労働，公害の輸出等
地球環境関係	負荷軽減	環境汚染，自然破壊，産業廃棄物不法処理，過剰包装，ゴミ処理責任回避等



であり，情報倫理や企業における情報倫理課題の管理については別のスキームを検討する必要がある。

▶ 5 情報倫理の基本的スキーム

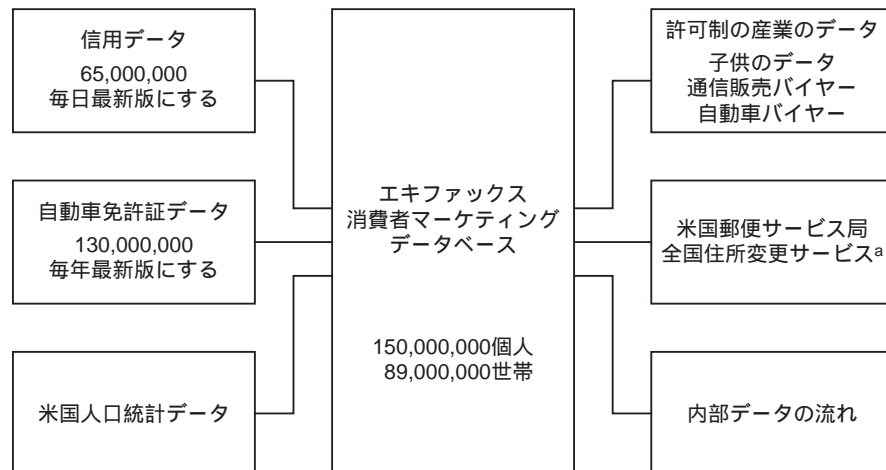
それでは情報倫理に固有の課題事項を確定するためにはどのようなスキームを用いる必要があるのか。本節ではこれまでの議論を踏まえて，極めて不完全ながら私見による基本的スキームの試論を提示してみたいと思う。今回ここでの基本的スキーム作成にあたっては，1990年代初頭にアメリカで問題となったロータス社の「マーケットプレイス：家庭編」とよばれるパソコン用ダイレクトメール作成ソフトをめぐるケースが示唆的であり，情報倫理がおさ得ておくべきポイントが浮き彫りにされているとおもわれるので，まずこのケース説明しておく。さらにすでに相当量の文献で論じられている基本的スキームの中からリチャード・メイソンの分析枠組みを参照・援用して試論となるスキームを提示することとする。

5-1 ロータス「マーケットプレイス：家庭編」にみる情報倫理のスキーム

このケースはスプレッドシートなどで有名なロータス社が1990年4月に発表したパソコン用ダイレクトメール作成ソフトをめぐる，実際に発生した社会的論争がもとになっている。ロータス社はすでに「マーケットプレイス：ビジネス編」を発売していたが，これはパソコンを使って簡単にB to B用のダイレクトメールが作成できるソフトであった。「マーケットプレイス：家庭編」はこれの個人版ともいえるもので，やはりパソコンを使って，個人や中小企業，個人商店などに簡便かつ安価な方法でダイレクトメールによる

脚注

5. 中村瑞穂著 企業倫理への社会的取組み『経営倫理』3号を变形

図表5 エキファックス・消費者マーケティング・データベース⁽⁶⁾


a 米国郵便サービス局全国住所変更サービス
 (USPS NCOA: United States Postal Service National Change of Address)
 出典: 会社のマーケティング文書

Figure
& Table

マーケティングを可能にする画期的な商品であった。この製品の開発にあたってロータス社はアメリカ最大手の信用調査会社エキファックス社との共同開発を進め、**図表5**のような消費者情報データベースとエキファックス社のマーケティング決定システムを援用してこの製品を作成した。

パッケージは数枚のCD-ROMからなり、695ドルという値段であった。内容は、全米約8000万世帯、1億2000万人の氏名、住所、年齢、性別、などの情報の他に、所帯の収入レベル、ライフスタイル(住居の形式、趣味など)、100種類をこえる特定の製品に対する好み(例えばジーンズ、スポーツカーから冷凍食品の好みに至るまで)も含まれていた。ユーザーは**図表6**のようなパソコン画面から簡単に販売分析を行ったり、ダイレクトメール作成に際してターゲットとすべき郵送先リストを絞り込むこともできた。実際にこの製品からプリントアウトできるのは個人の名前と住所を記したメーリング・ラベルだけであったが、ユーザーは年間200ドルほどで登録すれば四半期ごとに最新データベースへの更新サービスも受けられるようになっていた。従来からダイレクトメールによるマーケティングはコストがかかるため「強者のマーケティング」などとも呼ばれ、中小企業や個人商店などが行うことは困難であったが、この製品の出現でそのあたりの事情も一変するものと期待されていた。

ところがこの製品の発売を予告した直後から3万件におよぶ抗議と販売中止を求める手紙やメールが殺到することになった。この新製品は個人のプライバシーを侵害するおそれがあるというのが共通の内容であった。論争は全米のメディアを巻き込み、大きな盛り上がりを見せ、米国連邦下院議会では2度の公聴会が行われ中小企業や市民の便益かプライバシーの侵害かという論争が繰り広げられた。

しかし、91年1月23日「マーケット・プレイス:家庭編」はついに市場での日の目を見る前に、発売中止に追い込まれた。会見の席上ロータス社のジム・マンジー会長は

編注

6. リン・シャープ・ペイン著「ハーバードのケースで学ぶ企業倫理」p.212

図表6 「マーケット・プレイス：家庭編」の画面の一例⁽⁷⁾



出典：Lotus Development Corporation

図表7 情報処理の時系列スキーム



「ソフト企業として、これ以上反対する消費者を教育する手間とコストに耐えきれない」と述べ、一方エキファックス社のC.B.ロジャーJr.社長は「この商品は社会の誤解の犠牲になった」と語った。⁽⁸⁾

以上がロータス社「マーケット・プレイス：家庭編」をめぐるケースの概要であるが、このケースは情報化社会における倫理の基本的スキームのポイントが明確に浮かび上がってくるケースであるように思われる。それは以下に示すように、情報の入手から分析、統合といったプロセスをへてデータおよびその公開あるいは流通、さらに記憶・保存に関するデータ管理、さらにはデータの削除や最終廃棄に関する一連の情報処理の時系列プロセスとして定式化できる（図表7を参照）。

「入手」とは情報を収集する段階であり、ロータスのケースで言えばエキファックスの信用情報データベースの形成過程に関する段階である。「マーケット・プレイス：家庭編」の場合には入手時の情報提供者に対するインフォームド・コンセント（ここでは有効同意と訳しておく）や利用目的、削除権に関する説明などがあったかどうかは不分明であると同時に、異なった機会に異なった同意のもとで入手したデータなどが混在している点が大きな問題である。

「分析」とは収集した情報を種々の方法で精査し、データの内在的な特性を明確にするプロセスである。この段階は次の「統合」の段階とは異なりデータ素材にはなんら新たな情報は付け加えられない。「マーケット・プレイス：家庭編」のケースではデータベース

脚注

7 . ibi , p.217

8 . ibi , p.326

から購買パターンなどが統計的に推計されるのがこの段階である。

それに対して「統合」の段階では、他のデータベースとのあらたな組み合わせや、新たな情報と統合した情報加工の段階を示している。場合によっては創造的な加工（例えば画像情報の修正や変更など）も含めた段階を示している。

「公開・流通」とはデータやそれを処理して得られた2次的データなどを一般や一部の人々に提供する段階を意味する。公開・非公開の原則やデータ売買の可否等が問題と成りうる。また公開がどちらかというとならざるを得ない情報提供のニュアンスが強く、流通はコマーシャルベースでの提供の意味合いが強いが、ここでは明確な線引き等の議論には立ち入らないこととする。

「記録・保存」の段階とはデータの管理そのものともいえるプロセスであり、ハード・ソフトの両面から問題とされうる段階である。「マーケット・プレイス：家庭編」のケースでは記録媒体としてCD-Romが使用され、パソコン上での処理が可能であったため、個人情報の流用リスクは防ぎ得ない状況にあったといえる。

最後の「廃棄」の段階では目的を果たした後のデータを他目的への流用を防ぐために破壊したり、データベース上の情報の削除を要求された場合の対応等に関する段階を意味している。不十分な廃棄および、削除が不可能な場合など倫理的に新たな問題を提起してくる段階であるとうじに、破壊技術との関連からハッカー等の侵入やウイルス等への対応も視野に入れなければならない段階であるといえる。

5-2 リチャード・メイソンによる情報倫理の基本的視点

以上のスキームは情報の入手から廃棄にいたる時系列の生成段階をしめしたものであり、この枠組みだけでは倫理的課題事項を整理するには不十分である。そこで、ここではリチャード・メイソンによる情報倫理の4つの基本的視点を手がかりにして整理の枠組みを提示してみようと思う。メイソンによれば情報倫理の視点は次の4つにまとめることができる。

プライバシー

自分自身や自分と関係する情報をどこまで他人に開示しなければならないのか。また開示にはどのような条件やセーフガードが必要か。

正確さ

情報の出所、信頼性、正確さなどについて誰が責任を持つのか。同様に情報にエラーが含まれていた場合の説明責任は誰が持つのか。それによって損害をこうむった関係者にどう対応するのか。

所有

情報は誰が所有するのか。何が情報交換における正当で公平な価格か。だれが情報交換の経路（Channels）を所有するのか。特に情報が送受信される空間経路（Airways）の所有はどうか。こうした稀省資源の配分はいかにあるべきか。

アクセス

個人や組織はいかなる情報にアクセスする権利や特権があるのか。また、それはいかなる条件やセーフガードのもとでか。⁽⁹⁾

脚注

9. Richard O.Mason, "Four Ethical Issues of the Information Age" in *Ethical Issues in Information Systemed*. by Roy Dejoie,

George Fowler and David Paradice. (Boston. MA:Boyd&Fraser Publishing Co., 1991 p.46-55.

図表 8 情報倫理の倫理的課題事項

	入 手	分 析	統 合	公開・流通	記録・保存	削除・廃棄
プライバシー	<ul style="list-style-type: none"> ・検索およびデータベース化の妥当性 ・入手目的の明確化 ・有効同意(インフォームド・コンセント) 	<ul style="list-style-type: none"> ・分析結果の私秘性 ・分析目的の開示および有効同意 	<ul style="list-style-type: none"> ・統合データおよびデータベースの私秘性 ・統合目的の開示および有効同意 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報 の 流 失 ・名 誉 毀 損 ・有 害 情 報 の コ ン ト ロ ー ル 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理の信頼性 ・個人情報の流用と流失 ・クラッキング・ハッキング対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・削除・廃棄要求への対応
正確さ	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の方法論的妥当性 ・有効同意の正確さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・分析におけるエラー、データのねつ造 ・ハードウェアの信頼性 ・ソフトウェアの信頼性 ・システムの信頼性 	<ul style="list-style-type: none"> ・統合データの正確さ ・統合プログラムの正確さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・不正確情報の開示 ・データのアップデートの問題 ・情報の誤送信・誤開示・誤転送 	<ul style="list-style-type: none"> ・保管状態の管理 ・データ保存の危機管理 ・ハードウェアの信頼性 ・クラッキング・ハッキング対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・削除・廃棄の信頼性
所有	<ul style="list-style-type: none"> ・データの所有権 	<ul style="list-style-type: none"> ・分析結果の所有権 ・分析者の権利 	<ul style="list-style-type: none"> ・統合データ等の所有権 ・プログラム開発者の権利 	<ul style="list-style-type: none"> ・データ売買の可否 ・利潤再配分の方法 ・交換経路・空間経路の所有権 	<ul style="list-style-type: none"> ・保存データの所有権 ・クラッキング・ハッキング対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・過失消去時の責任
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・データ・アクセスに関する有効同意 	<ul style="list-style-type: none"> ・分析過程情報および結果へのアクセス 	<ul style="list-style-type: none"> ・統合過程情報および統合結果情報へのアクセス 	<ul style="list-style-type: none"> ・開示・不開示の原則確定 ・開示・不開示の決定権 	<ul style="list-style-type: none"> ・記録・保存データのアクセス権限の確定 ・クラッキング・ハッキング対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・削除・廃棄請求権の確定 ・廃棄されたデータへのアクセス ・不当削除・廃棄 ・クラッキング・ハッキング対応

Figure
& Table

この枠組みは多様な情報に関する規範の源泉を、社会的な権利・義務関係の観点からとらえなおしたものであり、広義の社会契約の中でなにが許容され、なにが許容されないかの線引きを議論するための視点となるものである。こうした枠組みが現代の情報倫理の論点の全てを網羅するものであるかどうかの議論はここではひとまずおくとしても、その中心的な課題事項がこれら4つの権利・義務関係に関わるものであることは明白であろう。

そこで先述の時系列のスキームを企業倫理におけるステイクホルダーのスキームにかわるものにとらえ、この倫理的課題事項のポイントを交差させてみることで、情報倫理に固有の倫理的課題事項を整理してみたいと思う。図表8はこのふたつの理論枠を交差させることによって出現する24のマトリックスであり、情報倫理の課題事項の例である。

従来から、情報・通信システムのセキュリティーという言葉で漠然と述べられていた事柄を、こうしたマトリックスの中に定位させ、そこから組織的に課題事項を洗い出していくことが必要であり、ひとつひとつの課題事項については先に述べた、社会倫理、個人倫理、組織・企業倫理の三つの観点から原則、条件、セーフガードなどの議論を積み重ねていく必要がある。そして、こうした課題事項のマトリックスを前提にした議論をふまえて、「情報倫理」教育の単元等の検討が具体化されていくものとする。

▶ 6 結 語

論ずべき事柄を多く積み残したままであるが、執筆分担の紙数も尽きたのでこれまでのまとめをして小論の結語としたい。図表8にしめされている情報倫理を論じるスキームとそこにあらわれた倫理的課題事項は、情報倫理という研究領域の各論を構成する要素であり、文字どおり今後の研究課題群の一部ということになる。この表にあらわれた課題事項は例示であって、このほかにも種々の問題や課題事項がありうること、このスキーム自体についても、今後の検討を要する試論であることは先述した通りである。情報倫理の学的領域の確定作業はその緒に着いたばかりであり、理論的スキームの改訂は常に行われる必要がある。また技術革新の速度はこうした理論的な枠組みの設定そのものを不可能にするものであるかもしれない。だが、このような理論枠の設定は情報倫理の具体的理解を容易にし、個々の問題を明確化する効用も担っている。

個人が情報化社会の中で生きていくことを考えると、情報処理技術の倫理的使用を最終的に担うのは倫理的個人の教育であるということができる。しかし、成熟した個人がその一生の大部分の時間を過ごすのは企業などの中間的組織であり、経営的、効率的な判断の中に倫理的意思決定のサブルーチンが組み込まれている必要もある。情報処理技術を支える様々な資源を有し、それを即応的に活用できるシステムの主要な部分も企業が握っている現状を考えると、やはり企業倫理からのアプローチも不可欠であるといえる。さらに、情報化社会のミニマムな規範の基礎は社会的コンセンサスにもとずいた法の支配であり、これら3つの柱が相補的に機能する中ではじめて情報倫理が有効な社会的秩序付けの方途として意義のあるものと成ると考えられる。個人、企業、社会の三者が上記の各論的なマトリックスを参照ながら、具体的な秩序付けの提言を検討する過程のなかから、情報化社会のあるべきヴィジョンを形成することが今後の情報倫理の役割であると思われる。

参 考 文 献

- Richard T. DeGeorge, *Business Ethics and the Information Age*. Center for Business Ethics, Bentley College, 1999.
- Roy Dejoie, George Fowler, David Paradise. *Ethical Issues in Information Systems*. Boyd & Fraser Publishing Co., 1991
- Laura P. Hartman, *Technology and Ethics: Privacy in the Workplace*. Center for Business Ethics, Bentley College, 2000.
- 加藤尚武著『環境倫理学のすすめ』 丸善, 1991年
- R.O.メイソン, F.M.メイソン, M.J.カルナン著 坂野友昭監訳『個人情報管理と倫理』 敬文堂, 1998年
- 中村瑞穂著“企業倫理への社会的取組み”『経営倫理』No.3 経営倫理実践研究センター, 1998年
- 越智賢, 土屋俊, 水谷雅彦編『情報倫理学:電子ネットワーク社会のエチカ』ナカニシヤ出版, 2000年
- リン・シャープ・ペイン著 梅津光弘, 柴柳英二訳『ハーバードのケースで学ぶ企業倫理:組織の誠実さを求めて』慶應義塾大学出版会, 1999年

(梅津光弘 慶應義塾大学国際センター専任講師)